

表 紙 含 : (1 7 枚)
仕様書番号 : MAN-42 号
作成年月日 : 令和 5 年 1 月 1 3 日
作成部隊名 : 立川駐屯地業務隊管理科

1 号庁舎便所改修工事
仕 様 書

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 / 1 7
図面名称	表 紙	縮 尺	

仕 様 書

- 1 件 名 : 1号庁舎便所改修工事
- 2 場 所 : 東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地
- 3 概 要
- (1) 和式大便器撤去（リモデル工法） 8箇所
 - (2) 洋式便器設置（温水洗浄便座含む） 壁式：4箇所、床式：4箇所
 - (3) トイレブース扉撤去・新設 8箇所
 - (4) コンセント新設 8箇所

共 通 仕 様 書

- 1 一般事項
- (1) 本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）（以下「共仕」）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）（以下「共改仕」）を準拠並びにメーカー仕様及び官側の指示による。
 - (2) 適 用
 - ア 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において実施する、建築物等の工事及び修理に適用する。
 - イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
 - (3) 用語の定義
 - ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する請負者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。
 - イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる工事及び修理の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

件 名	1号庁舎便所改修工事	図面番号	2 / 17
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

(4) 官公署その他への届出手続き等

ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。

イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届け出内容について、あらかじめ監督官に報告する。

ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

(5) 書類の書式等

書面を提出する様式（提出部数を含む）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

本仕様書は、工事及び修理のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施に当たり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日08時15分～17時00分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうける。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、請負者の負担とする。官側の電気、ガス、水道等を使用する際は、申請書を提出のうえ、計量器の設置等官側の指示に従うものとする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス、水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

件 名	1号庁舎便所改修工事	図面番号	3 / 17
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

(11) 工事及び修理担当者

- ア 請負者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
- イ 現場代理人は工事及び修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。
- ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技を有するものとする。
- エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。
- オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、工事及び修理に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(12) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(13) 安全管理

- ア 工事及び修理の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
- イ 請負者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において原状に復旧することとする。

(14) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、工事及び修理に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすることとする。

(15) 関連業務との調整

本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従う。

(16) 材 料

- ア 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下グリーン購入法という。）により環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- イ 使用する材料の選定に当たっては揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

(17) 材料の品質等

工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。

件 名	1号庁舎便所改修工事	図面番号	4 / 17
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

(18) 材料の検査等

現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。

(19) 材料の保管

搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。

2 発生材の処理等

(1) 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(2) 発生材の処理は、次による。

ア 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

イ ア以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に提出するものとする。

3 提出書類

(1) 現場代理人等通知書

(2) 工程表

(3) 日誌

(4) 打ち合せ簿

(5) 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）

(6) 発生材調書（必要な場合）

(7) その他官側の指定するもの

(8) 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏えいした場合は、受注者がすべて責任を負うこととする。

(9) 写真撮影

工事及び修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 S 版）に整理し、検査前に監督官に提出する。

件名	1号庁舎便所改修工事	図面番号	5 / 17
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特 記 仕 様 書

1 建築工事

- (1) 各設備を新規又は再取付する際は墨出しを実施するものとする。特に洋式大便器周辺の有効範囲を確実に確保するものとする。
- (2) 作業範囲内において、撤去等実施しない部分については周囲をシート、合板等の適切な方法により養生を実施し、作業終了後は整理清掃後片付けを実施するものとする。
- (3) 2 m以上の高さで作業する場合は、脚立足場等を設置し安全に作業を実施するものとする。
- (4) 3階床下配管改修作業のため、2階天井ボードの一部を解体するものとする。この際、蛍光灯器具及び天井点検口を一時取外し、天井材復旧後、これらを再度取付するものとする。
- (5) トイレブースのパネル表面材はメラミン樹脂系を使用するものとし、細部は製造所の仕様による。製品発注前に見木帳等を提出するものとする。

2 電気工事

- (1) 新設する電気ケーブルは、天井内転がし配線とし、漏出部はメタルモール（A型）により保護するものとする。
- (2) 再利用する照明器具を設置する際は、取付面との間に隙間を生じさせないように強固に固定するものとする。
- (3) 電源遮断及び投入については、官側電気主任技術者の指示に従うものとする。
- (4) コンセント設置後は絶縁抵抗測定を実施するものとする。

件 名	1号庁舎便所改修工事	図面番号	6 / 17
図面名称	特記仕様書	縮 尺	

3 機械設備工事

- (1) 給水管の既設管と新設管との接続にはユニオン継ぎ手又は同等以上のものを使用するものとする。保温（種別：C2・(D)・Ⅶ又は同等以上）を実施するものとする。
- (2) 新設する各横走り管の中央1ヶ所を支持金具により固定するものとする。
- (3) 新設する衛生器具は下記表1のとおりとする。表1

名称	規格等	数量	備考
洋式大便器	TOTO 製：CFS494#NW1	8 個	壁給水：4 か所 床給水：4 か所
温水洗浄便座	TOTO 製：TCF5830	8 台	接続金具等含む。

※型式・品番等については、仕様について代表的なものを記載しているため、記載のもの又は同等品以上のものとする。

※衛生器具取付等に必要な付属品は製造所の指定によるものとする。

- (4) 既存和式便器等については下記表2のとおりである。表2

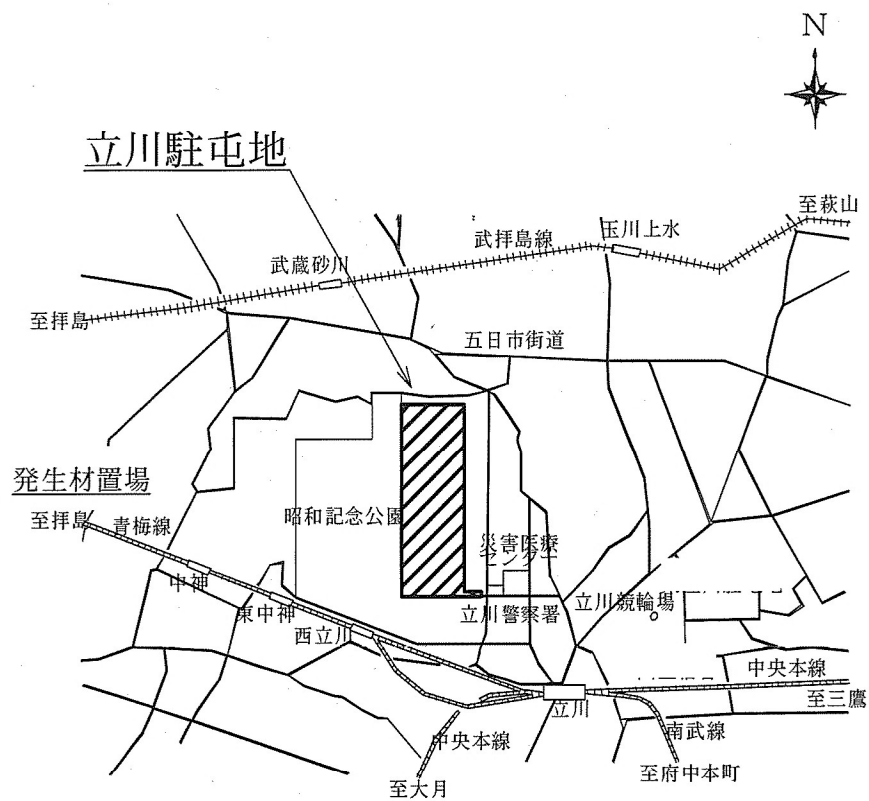
名称	規格等	数量	備考
和式大便器	TOTO 製：C750	4 個	壁給水
	TOTO 製：C750F	4 個	床給水
フラッシュバルブ	TOTO 製：TV750LS	4 個	
	TOTO 製：TV750R	3 個	
ロータンク	TOTO 製：S570B	1 台	

- (5) 既存和式便器等の撤去については、リモデル工法又は同等以上の工法により実施するものとする。
- (6) 1 階及び2 階のフラッシュバルブ 2 次側給水管にはプラグ止等処置を実施するものとする。

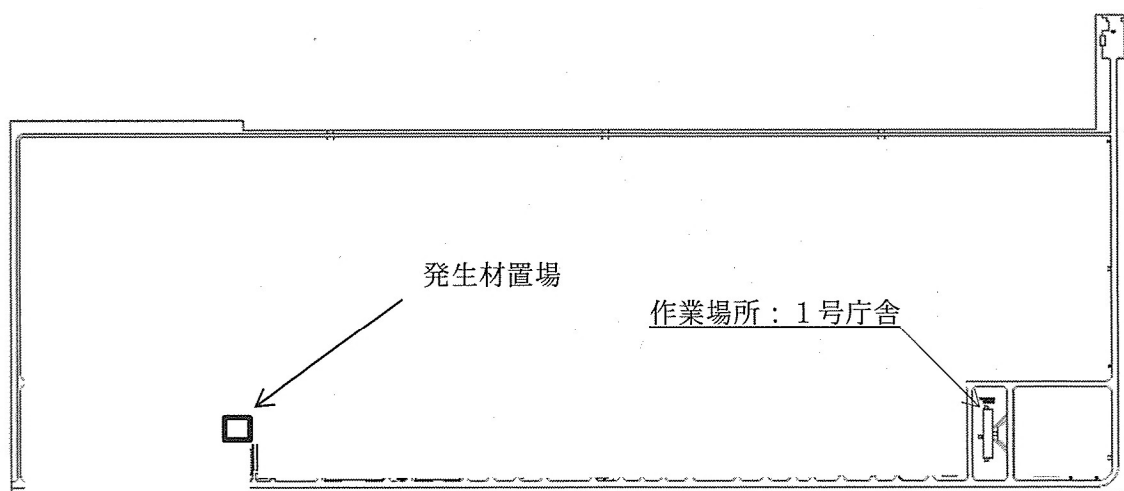
4 その他

- (1) 現場代理人は、建築又は管工事施工管理技士の資格保有者とし作業前に免許証等を官側に提示するものとする。
- (2) 安全要領については労働基準法等関係法令の規定を順守するものとする。

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	7 / 17
図面名称	特記仕様書	縮 尺	



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

件名	1号庁舎便所改修工事	図面番号	8/17
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示

和式大便器 2 台撤去 (リモデル工法)

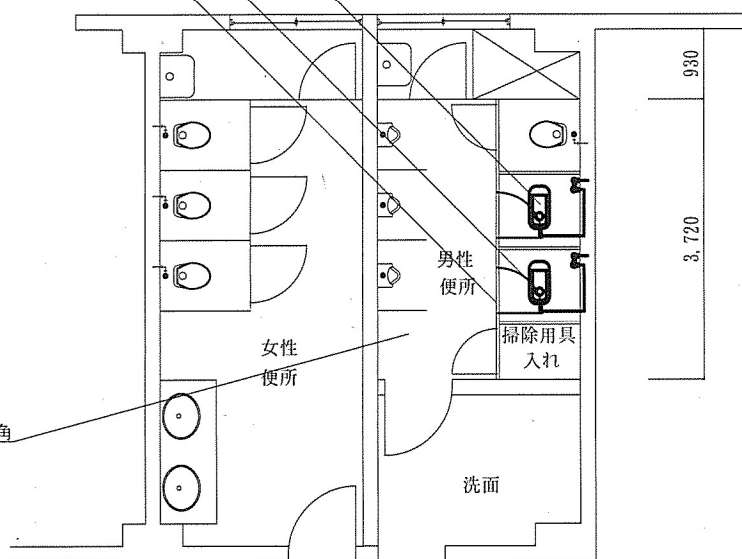
トイレ・ス扉付け替え

W=600mm、H=1912mm

2,700

1,280 340 1,080

既存床タイル 300角



1 階男性便所 改修前 S=1:100

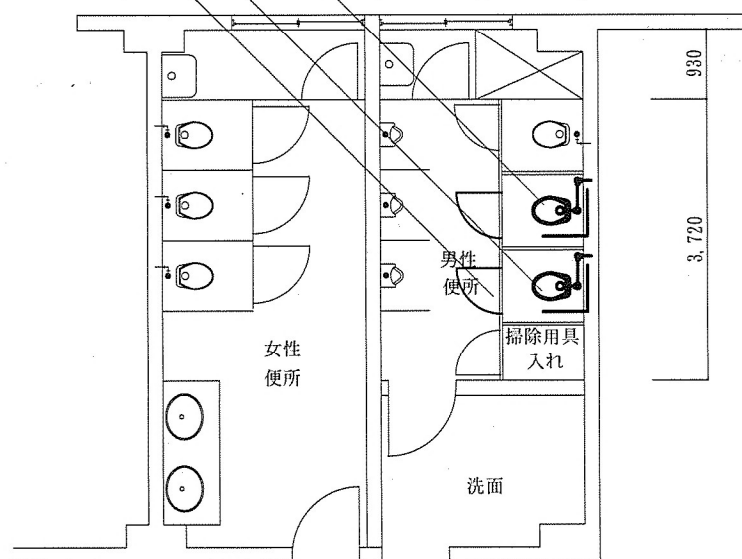
洋式大便器 2 台新設

トイレ・ス扉付け替え

2 枚

2,700

1,280 140 1,280



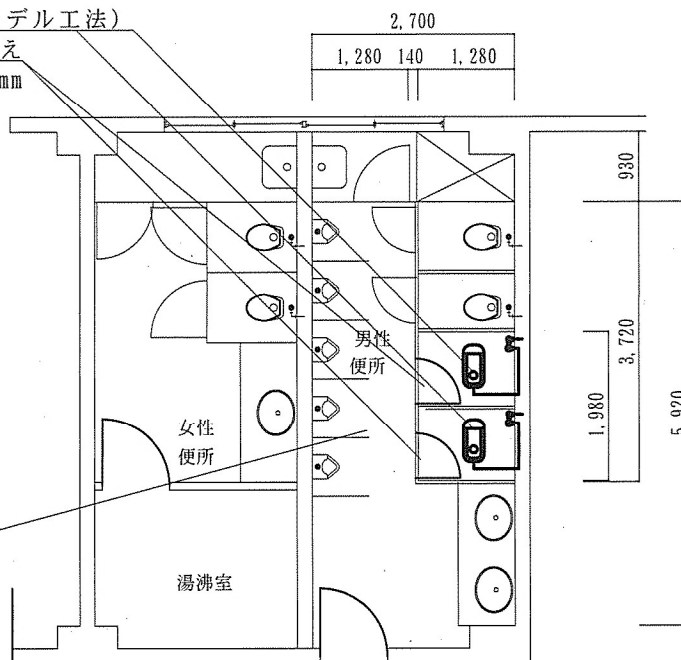
1 階男性便所 改修後 S=1:100

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	9 / 17
図面名称	1 階男性便所 改修前・改修後	縮 尺	図 示

和式大便器 2 台撤去 (リモデル工法)

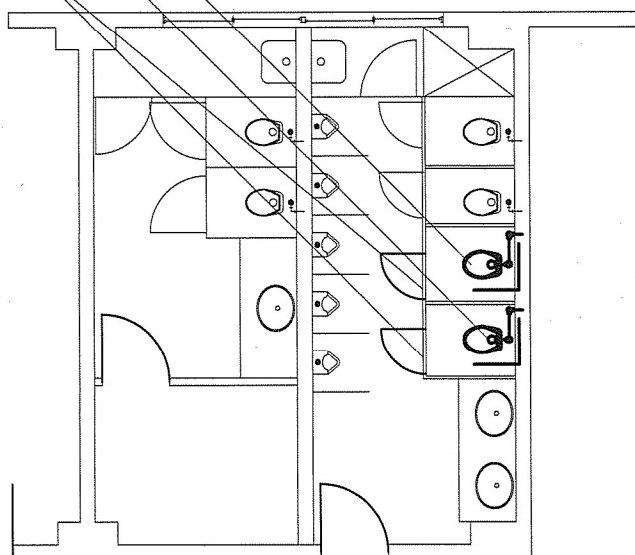
トイレ・ス扉付け替え
W=600mm、H=1912mm

既存床タイル 100角



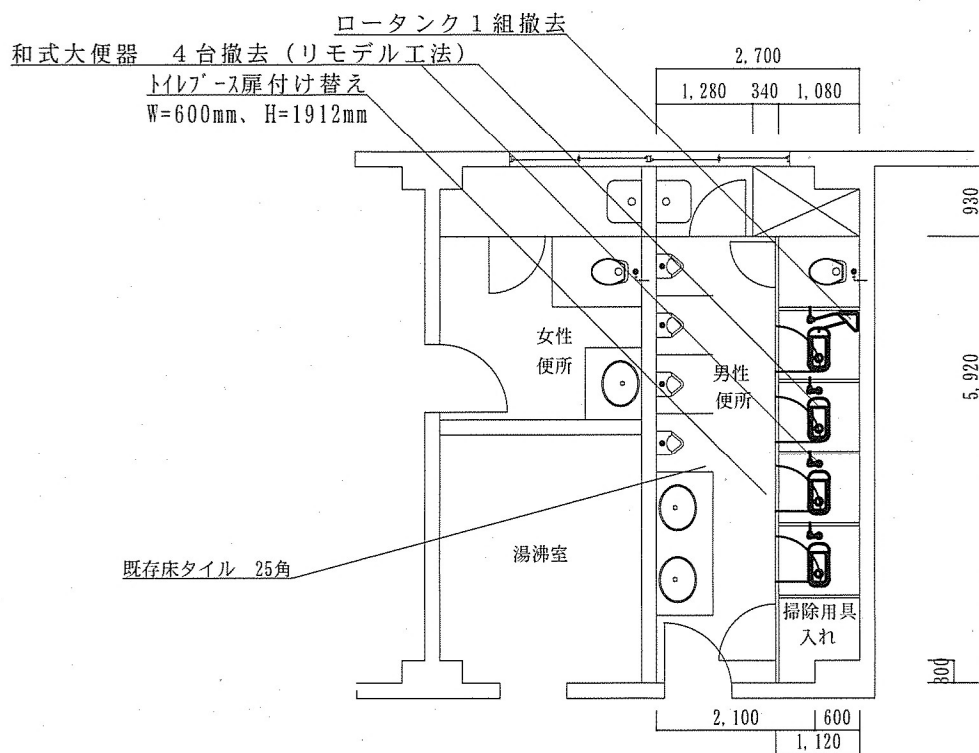
2 階男性便所 改修前 S=1:100

洋式大便器 2 台新設
トイレ・ス扉付け替え
2 枚

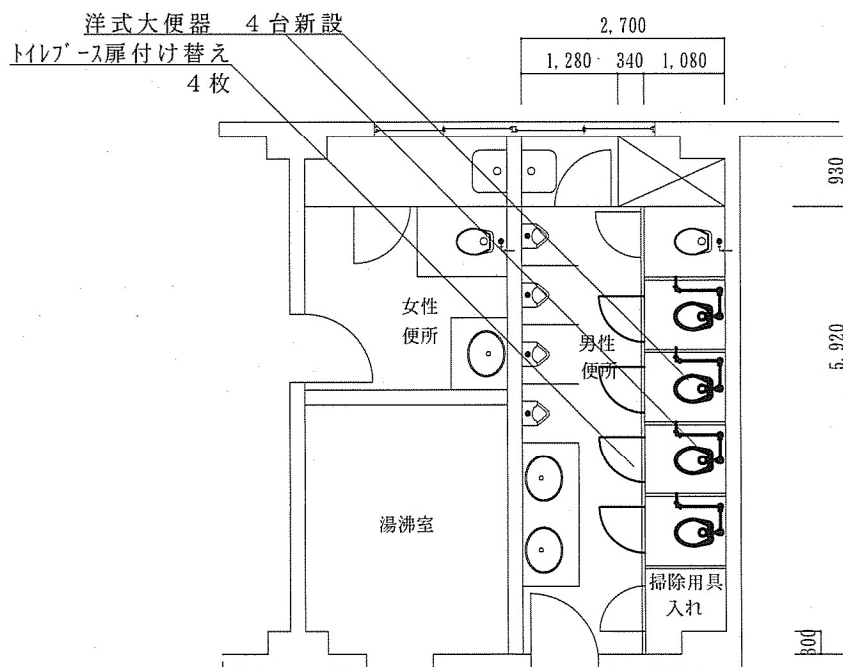


2 階男性便所 改修後 S=1:100

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	10 / 17
図面名称	2 階男性便所 改修前・改修後	縮 尺	図 示

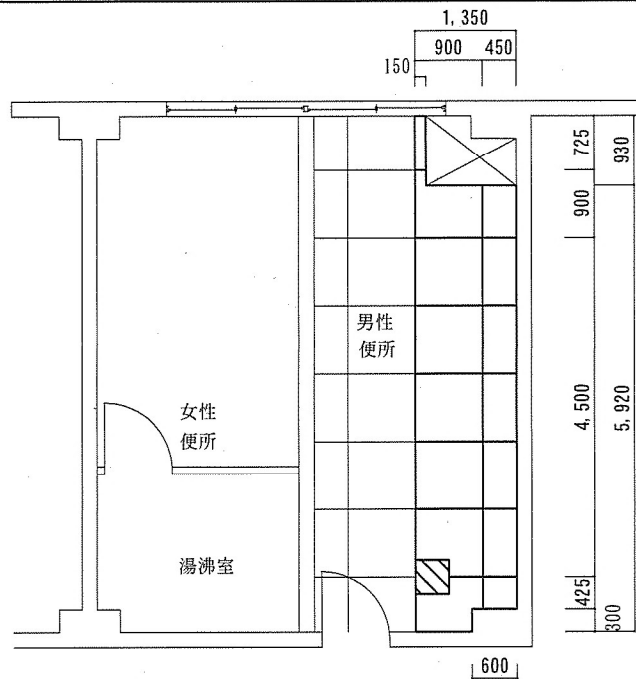


3 階男性便所 改修前 S=1:100



3 階男性便所 改修後 S=1:100

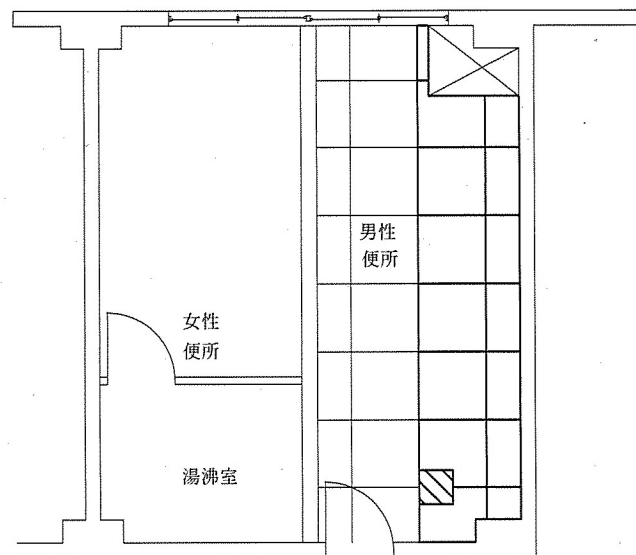
件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 1 / 1 7
図面名称	3 階男性便所 改修前・改修後	縮 尺	図 示



1 階男性便所改修前 天井伏せ図 S=1:100

凡 例

記号等	名称等	数量	処置	備 考
	シーリングボード (不燃) ・ 910×910×t9.5mm	8.0㎡	撤去	目透かし張り
	既設天井点検口 ・ 450×450mm	1ヶ所	一時 取外し	

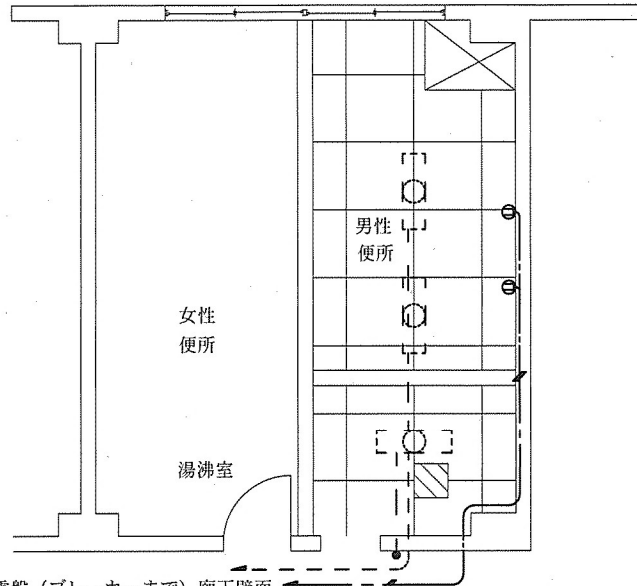


1 階男性便所改修後 天井伏せ図 S=1:100

凡 例

記号等	名称等	数量	処置	備 考
	シーリングボード (不燃) ・ 910×910×t9.5mm	8.0㎡	新設	・ 目透かし張り ・ 塗装仕上げ (EP塗り)
	既設天井点検口 ・ 450×450mm	1ヶ所	再取付	

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 2 / 1 7
図面名称	2 階男性便所天井伏せ図 改修前・改修後	縮 尺	図 示

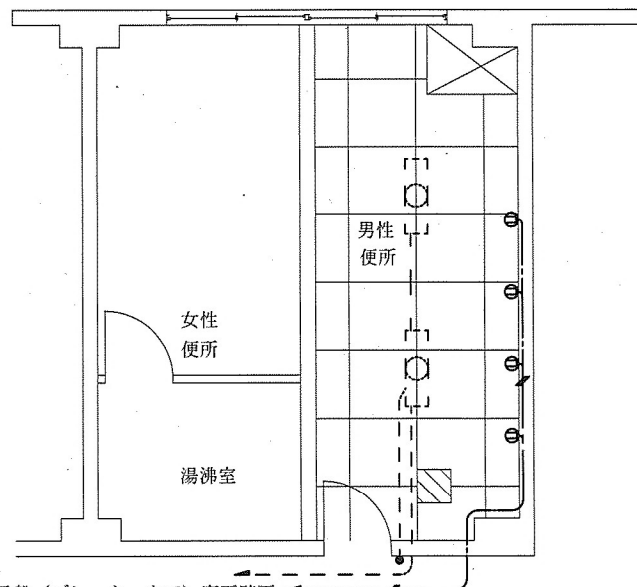


既存 分電盤（ブレーカーまで）廊下壁面

1 階男性便所改修後 電気系統図 S=1:100

凡 例

記号等	名称等	数量	処置	備 考
—/—	EEF1.6-3C	2 8 m	新設	・天井内ころがし (コ7抜き 2箇所) ・露出部2種金属線ぴ (A型)
⊖	コンセント 2P15×2、ET×1	2 個	新設	FL+500、2種金属線ぴ (A型)



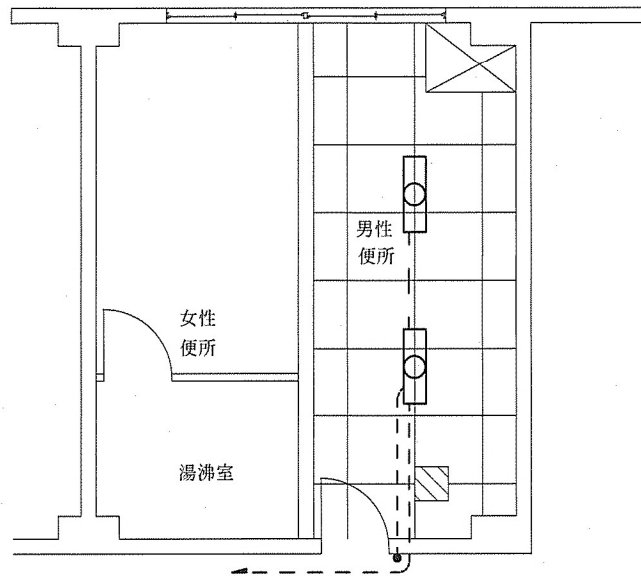
既存 分電盤（ブレーカーまで）廊下壁面

3 階男性便所改修後 電気系統図 S=1:100

凡 例

記号等	名称等	数量	処置	備 考
—/—	EEF1.6-3C	3 2 m	新設	・天井内ころがし (コ7抜き 1箇所) ・露出部2種金属線ぴ (A型)
⊖	コンセント 2P15×2、ET×1	4 個	新設	FL+500、2種金属線ぴ (A型)

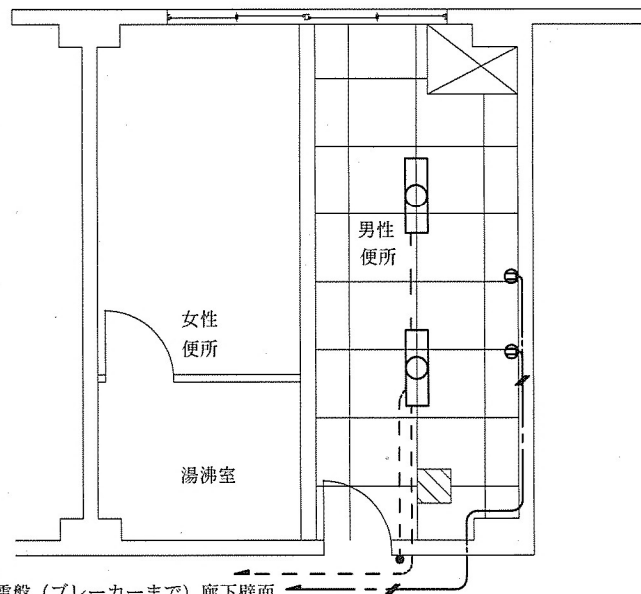
件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 3 / 1 7
図面名称	1 階・3 階男性便所改修後 電気系統図	縮 尺	図 示



2 階男性便所改修前 電気系統図 S=1:100

凡 例

記号等	名称等	数量	処置	備 考
	既設照明器具 30W×2灯、自動点灯式	2 台	一時 取外し	

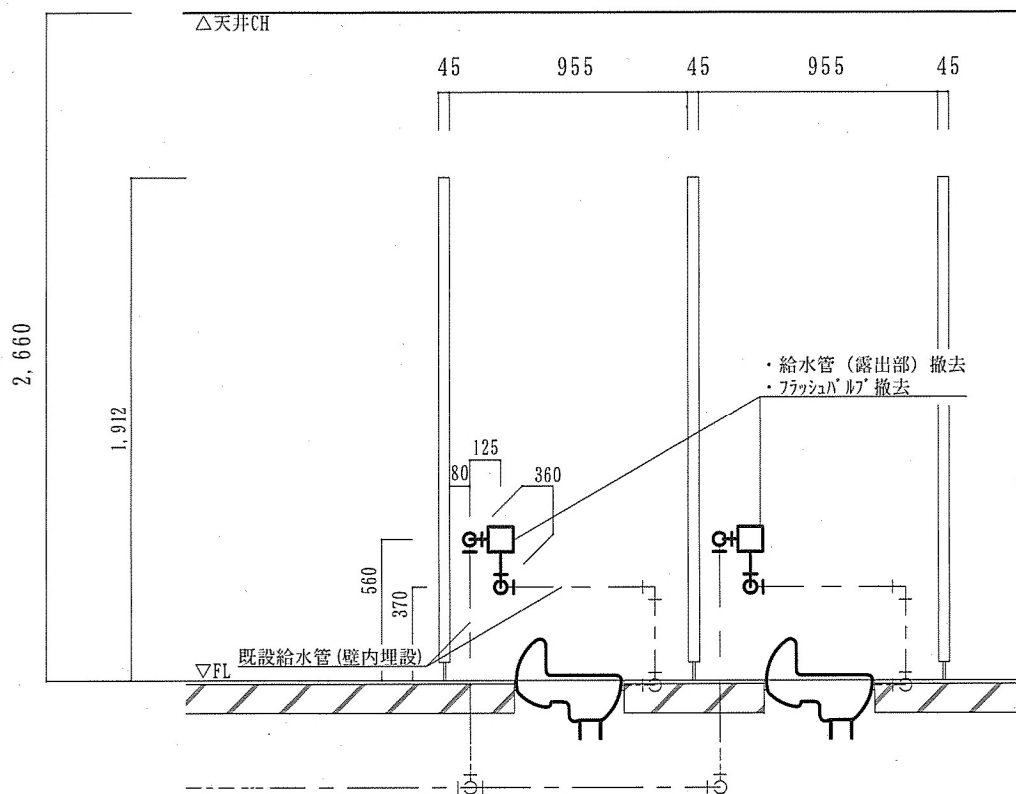


2 階男性便所改修後 電気系統図 S=1:100

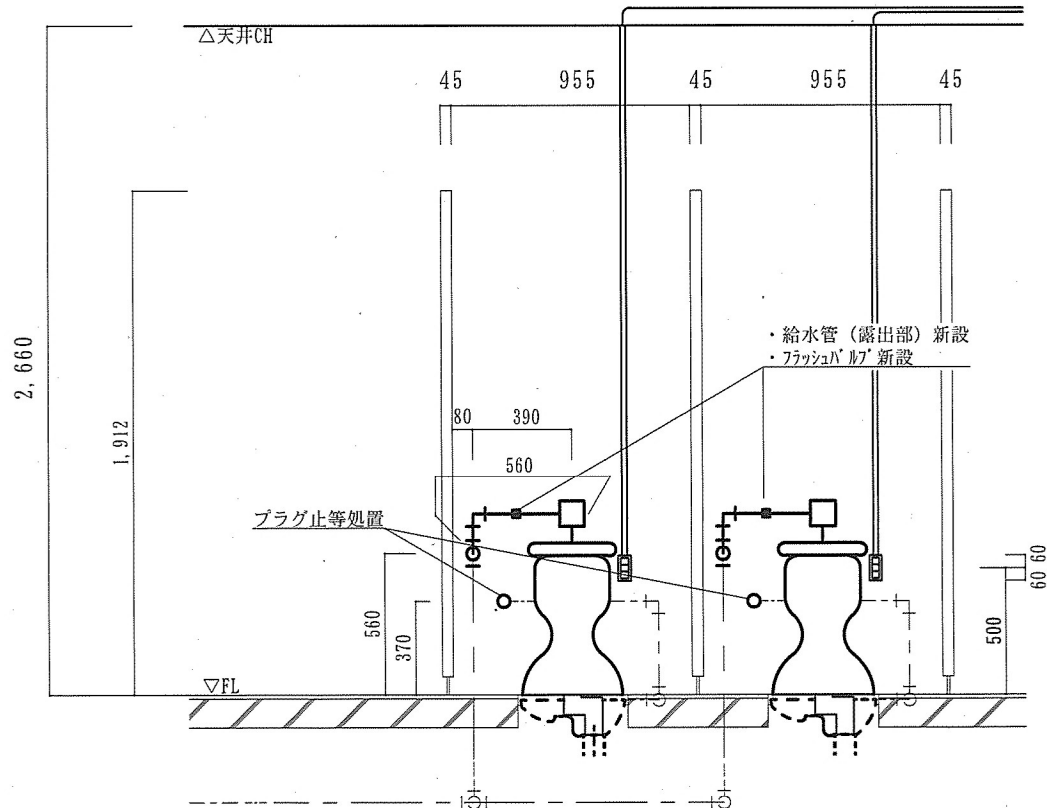
凡 例

記号等	名称等	数量	処置	備 考
	EEF1.6-3C	2 7 m	新設	・天井内ころがし (コ7抜き 1箇所) ・露出部2種金属線ぴ(A型)
	コンセント 2P15×2、ET×1	2 個	新設	FL+500、2種金属線ぴ(A型)
	既設照明器具 30W×2灯、自動点灯式	2 台	再取付	

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 4 / 1 7
図面名称	2 階男性便所電気系統図 改修前・改修後	縮 尺	図 示

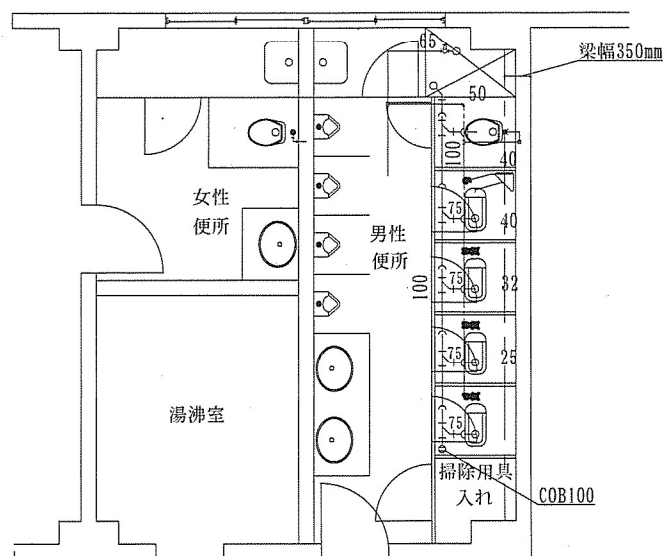


1 階・2 階共通男性便所 改修前 詳細図 S=1:30

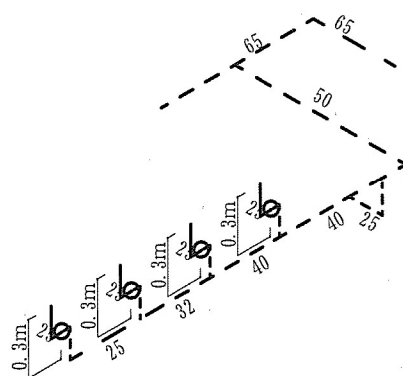
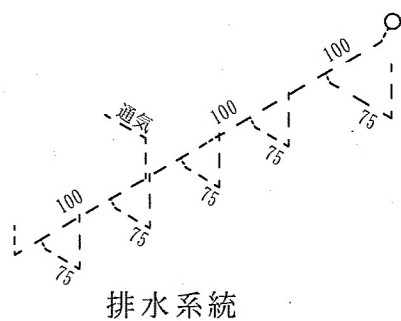


1 階・2 階共通男性便所 改修後 詳細図 S=1:30

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 5 / 1 7
図面名称	1 階・2 階共通男性便所詳細図 改修前・改修後	縮 尺	図 示



3 階男性便所改修前 給排水平面図 S=1:100

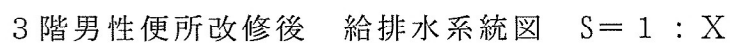
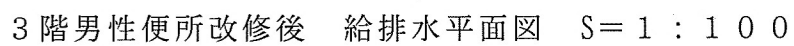


給水系統

凡例：○は配管切断か所を示す。

3 階男性便所改修前 給排水系統図 S=1:X

件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 6 / 1 7
図面名称	改修前 3 階給排水平面図・系統図	縮 尺	図 示



件 名	1 号庁舎便所改修工事	図面番号	1 7 / 1 7
図面名称	改修後 3 階給排水平面図・系統図	縮 尺	図 示